

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	倉敷市 後期高齢者医療事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉敷市は後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

倉敷市長

公表日

令和4年3月11日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の内容	<p>後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。番号法においては、別表第一項番59の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の取得と喪失 ・住所地特例に関する事務 ・氏名・住所等の変更に関する事務 <p>○高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律第五十六条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費の支給 ・高額療養費及び高額介護合算療養費の支給 ・葬祭費の支給 <p>○高齢者の医療の確保に関する法律第六十九条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部負担金の減額・支払の免除・徴収の猶予に関する事務 <p>○高齢者の医療の確保に関する法律第九十二条の一時差止めに関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の滞納による医療給付の制限 <p>○高齢者の医療の確保に関する法律第一百四条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の徴収 ・保険料の賦課 ・保険料の督促、滞納処分
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	後期高齢者医療システム								
②システムの機能	<p>本システムの基本機能である</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険料徴収管理機能(期割計算、特別徴収判定、収納消込、過誤納(還付・充当)、滞納管理) 2. 広域連合データ連携機能(住民情報連携、住民税情報連携) <p>の中で、特定個人情報保護評価の対象となる機能は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 検索機能 <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号により検索する機能 (2) 表示機能 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格管理等に用いる画面に個人番号を表示する機能 (3) 後期高齢者医療広域連合への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療広域連合標準システムへの個人番号の当初セットアップ、異動連携機能 (4) セキュリティ機能 <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の参照を抑制する職員権限の強化機能 ・アクセスログ取得機能等 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 (後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム))</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム))	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム))									
システム2～5									
システム2									
①システムの名称	後期高齢者医療広域連合標準システム								
②システムの機能	<p>本システムは後期高齢者医療制度の「資格管理業務」「賦課業務」「収納業務」「給付業務」の機能を持ち、また市区町村と広域連合間の連携機能をあわせ持つが、その中で特定個人情報保護評価の対象となる機能は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資格管理業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者証の即時交付申請 <p>市区町村の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を市区町村の窓口端末へ配信する。市区町村の窓口端末では配信された決定情報をもとに被保険者証等を発行する。</p> (2) 住民基本台帳等の取得 <p>市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</p> (3) 被保険者資格の異動 <p>(2)で市区町村の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市区町村の窓口端末へ配信する。</p> 2. 賦課・収納業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保険料賦課 <p>市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを市区町村の窓口端末へ配信する。</p> (2) 保険料収納管理 <p>市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</p> 3. 給付業務 <p>市区町村の窓口端末を用いて、療養費支給申請に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて療養費支給決定を行い、市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を市区町村の窓口端末へ配信する。</p> <p>※ オンラインファイル連携機能とは、市区町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを市区町村の窓口端末に配信する機能のことをいう。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 (後期高齢者医療システム))</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (後期高齢者医療システム))	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (後期高齢者医療システム))									

システム3	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	<p>1 ファイル連携機能 各業務システム間の庁内連携のための機能である。 連携対象のデータや連携元のシステム及び連携先のシステムをあらかじめ設定しておくことで、設定されている情報以外の情報は連携されない仕組みとなっている。</p> <p>2 参照用住記データベース機能 既存住記システムから日次で連携される住民異動情報により更新される。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>戸籍システム, 年金システム, 税コンビニ交付システム 国民健康保険システム, 介護保険システム, 後期高齢者医療制度システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (単県医療システム, 健康管理システム, 子ども子育て支援新制度システム) 保健福祉総合システム, 生活保護システム, 下水道維持普及台帳システム 下水道負担金管理システム</p>
システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。</p> <p>2 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。</p> <p>3 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。</p> <p>4 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。</p> <p>5 既存システム利用番号管理機能 既存システムで使用している利用番号を団体内統合宛名番号と紐付けて保存し、管理する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー)</p>

システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> 1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法 別表第一 項番59
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法 別表第二 項番82
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	医療給付課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	後期高齢者医療情報ファイルのうち、被保険者とその世帯員。 ただし、死亡者は含めない。
その必要性	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療の資格管理、給付、保険料の賦課・徴収に関する事務において、個人番号の利用により、住民情報、所得情報の即時把握を可能とするため。また、個人番号カードに健康保険証の機能を持たせる等、将来予定されている医療分野への個人番号の利用のため。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報：対象者を特定するため ・連絡先等情報：対象者の資格・賦課・徴収・給付の基本情報として管理するため ・地方税関係情報：賦課・給付業務を行うため ・介護・高齢者福祉関係情報 及び 年金関係情報：保険料の特別徴収を行うため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	医療給付課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課, 市民税課, 国民健康保険課, 介護保険課, 生活福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (内閣総理大臣)	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	番号法 別表第一項番59及び別表第二項番82の規定により個人番号を用いることとなる、後期高齢者医療に関する以下の事務。 ・被保険者資格の管理(住民情報の広域連合連携) ・保険料の徴収、還付 ・保険料の督促、滞納処分	
④使用の主体	使用部署	医療給付課、水島支所国保介護課、児島支所国保介護課、玉島支所国保介護課、真備支所真備保健福祉課国保介護係
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1. 住民異動・資格異動に伴うシステム定例処理(日次・月次)により、対象者の特定個人情報が広域連合にデータ連携される。 2. 個人番号が記入された申請書の内容について後期高齢者医療システムで照会・確認する。また、必要に応じて後期高齢者医療広域連合標準システムに特定個人情報を登録する。	
	情報の突合	1. 住民記録システムからの個人番号の入手は宛名番号により突合する 2. 窓口業務において本人確認書類に通知カード、個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システムの運用・保守	
①委託内容	後期高齢者医療システムの運用・保守業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託の申出に対し、再委託内容が適切で合理的な理由によるものであれば、従事者から個人情報取扱に関する誓約書を提出させた上で許諾する。
	⑥再委託事項	後期高齢者医療システムの運用・保守業務
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [○] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	岡山県後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	<p>【住民基本台帳情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第10項 <p>【住民基本台帳情報以外の情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第138条 <p>市区町村と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市区町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、当社が岡山県広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、当社から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。</p>
②移転先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。
③移転する情報	<p>【資格管理業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格に関する届出：転入時等に当市窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報 ・住民基本台帳情報：年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住基情報(世帯単位)。 ・住登外登録情報：年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住登外登録情報(世帯単位)。 <p>【賦課・収納業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得・課税情報：後期高齢者医療の被保険者の保険料および一部負担割合算定に必要な情報。 ・期割情報：当社が実施した期割保険料の情報。 ・収納情報：当社が収納および還付充当した保険料の情報。 ・滞納者情報：当社が管理している保険料滞納者の情報。 <p>【給付業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養費関連情報等：当社で申請書等をもとに作成した療養費情報等。
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(※)：75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、または65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員：被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者およびその者と同一の世帯に属していた者 <p>※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者</p>
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [○] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>

で移転。

⑦時期・頻度	<p>【資格管理業務】</p> <ul style="list-style-type: none">・被保険者資格に関する届出: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に届出のある都度。・住民基本台帳情報: (1)個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で移転。 (2)番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。・住登外登録情報: (1)個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で移転。 (2)番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。 <p>【賦課・収納業務】</p> <ul style="list-style-type: none">・所得・課税情報: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。・期割情報: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次及びそれに加えて随時の頻度。・収納情報: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。・滞納者情報: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。 <p>【給付業務】</p> <ul style="list-style-type: none">・療養費関連情報等: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	セキュリティカードにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

◆後期高齢者

<宛名>

・宛名コード
・通称名カナ
・郵便番号
・住民日届出日
・非住民日異動事由
・入国目的
・転入前住所
・住民税情報
・生活保護情報

・個人番号
・通称名
・住所
・住民日異動日
・届出日
・在留期間
・転入前住所方書
・送付先情報
・特記事項情報

・世帯コード
・生年月日
・住所方書
・住民日異動事由
・異動日
・在留期間満了日
・転出先郵便番号
・連絡先情報
・送達記録情報

・氏名カナ
・性別
・住所コード
・非住民日届出日
・異動事由
・外国人住民となった日
・転出先住所
・口座情報

・氏名
・続柄
・住民区分
・非住民日異動日
・国籍
・転入前郵便番号
・転出先住所方書
・老人保健情報

<資格>

・被保険者番号
・資格異動日
・資格取得日
・資格喪失日
・資格異動事由

<賦課>

・賦課年度
・保険料額

・徴収方法
・減免情報

・賦課期日
・特徴年金情報

・賦課更正事由
・特徴年金情報(介護)

・賦課更正日

<調定>

・賦課年度
・納期限

・調定年度
・徴収方法

・期別
・期別保険料額

<収納>

・賦課年度
・保険料収納金額
・消込日
・分納情報

・調定年度
・延滞金額
・過誤納情報

・徴収方法
・督促手数料額
・還付充当情報

・期別
・収納日
・督促催告情報

・収納種別
・領収日
・滞納情報

<広域連携>

・広域連携住民情報
・広域連携税情報
・広域連携収納情報
・広域連携滞納情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【窓口業務における入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード又は個人番号通知カードと身分証明書等による本人確認を厳正に行い、対象者以外の情報の防止に努める。 必要な情報以外を誤って記載することがないように、必要な情報のみを記載する様式とし、不必要な情報の入手の防止に努める。 <p>【後期高齢者医療システムからの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不必要な閲覧が行われないようにする。 他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とする。 個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。 <p>【後期高齢者医療広域連合標準システム窓口端末からの入手（広域連合からの入手）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入手元は、広域連合の標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合において関連性や整合性のチェック(※1)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 窓口端末において対象者の検索結果を表示する画面には、氏名及び生年月日又は住所(以下「個人識別情報」という。)と個人番号を同一画面上に表示することによって、個人識別事項の確認を促し個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑止することで、誤った対象者を検索するリスクを軽減している。 <p>※1：ここでいう関連性・整合性チェックとは、既に個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と違う個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から後期高齢者医療情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>【後期高齢者医療システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザー認証を実施している。 ・ログイン時の認証において、ユーザーIDにより個人番号利用事務の操作権限が付与されていないユーザーがログインした場合には、個人番号は照会不可となる。 <p>【標準システム窓口端末における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準システム窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザー認証を実施している。 ・ログイン時の認証において、ユーザーIDにより個人番号利用事務の操作権限が付与されていないユーザーがログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 <p>【共通の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限のある職員が不在の状況でログインしたまま端末を放置せず、不在時にはログアウトすることを徹底している。 ・システムを利用する事務取扱担当者に変更が生じた場合はすみやかにユーザー登録に反映し、正確なユーザー管理を維持する。
その他の措置の内容	<p>【後期高齢者医療システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 <p>【標準システム窓口端末における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準システム窓口端末へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的に記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外使用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の複写又は複製の禁止 ・特定個人情報の提供の禁止 ・情報漏えいを防ぐための保管管理責任 ・必要に応じて委託先の視察・監査を行う 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先と同等のリスク対策を実施する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【標準システム窓口端末における措置（広域連合への移転）】 <ul style="list-style-type: none"> ・当市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信については、「府番第27号 一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 ・情報システム管理者は当市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【標準システム窓口端末における措置（広域連合への移転）】 <ol style="list-style-type: none"> 1. 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク <ul style="list-style-type: none"> ・当市の窓口端末からのデータ送信は、広域連合の標準システム以外には行えない仕組みとなっており、送信処理が可能な職員等については、窓口端末へのログインIDによる認可により事務取扱実施者に限定している。 ・窓口端末へのログインを実施した職員等・時刻・操作内容およびデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで、操作者個人を特定する。 ・当市の窓口端末は、広域連合の標準システムのみ接続され、接続には専用線を用いる。 ・当市の窓口端末と広域連合の標準システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保している。 2. 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク <ul style="list-style-type: none"> ・当市の窓口端末と広域連合の標準システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、誤った相手に移転するリスクを軽減している。 ・情報の移転先に当たる広域連合については、当市の後期高齢者医療システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別情報を管理しており、従来からその宛名番号で業務データと個人の紐付けを行っているため、当市から送信したデータが広域連合で誤って他人に紐付けされることはない。 		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
--------------	---	--	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----------	---------------------------------------	----------

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
--------------	--	--	--

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----	---------------------------------------	----------

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--	--	--

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
----------------	--------------	--	-------------

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
--	----------	------------------	---------

その内容	—		
------	---	--	--

再発防止策の内容	—		
----------	---	--	--

その他の措置の内容	<p>【物理的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報を格納しているサーバ等は施錠できる場所に保管している。 ・停電によるデータ消失・システム破壊を防ぐため、無停電電源装置を設置している。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、施設には防火設備を備えている。 ・入退室者を管理・特定するために監視カメラを設置している。 <p>【技術的対策】</p> <p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークを通じて外部からの進入を防止するため、ファイアウォールを設置している。 ・ウイルス対策ソフトの導入と最新パッチが提供されたらその都度適用している。 <p><標準システム窓口端末における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口端末には、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 		
-----------	--	--	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----------	---------------------------------------	----------

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--	--	--

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・ 委託業者に対しては、秘密の保持・個人情報の適正な管理等について定めた個人情報取扱特記事項を遵守することを内容に含めた契約を締結している。 ・ 違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	
—	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	法務課情報公開室 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 電話:086-426-3213
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	医療給付課 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 電話:086-426-3395
②対応方法	問合せを受け付けた際には、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年3月7日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	所属長	課長 月本 清治	課長 児玉 政弘	事後	
令和2年4月1日	所属長	課長 児玉 政弘	課長 光田 武道	事前	
令和3年4月1日	基本情報	団体内統合宛名システム	共通基盤システム	事後	
令和4年3月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他(後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム))	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> その他(後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム))	事前	重要な変更にあたらない
令和4年3月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他(後期高齢者医療システム)	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他(戸籍システム, 年金システム, 税コンビニ交付システム, 国民健康保険システム, 介護保険システム, 後期高齢者医療システム, 単県医療システム, 健康管理システム, 子ども子育て支援新制度システム, 保健福祉総合システム, 生活保護システム, 下水道維持普及台帳システム, 下水道負担金管理システム)	事前	重要な変更にあたらない
令和4年3月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	記載なし	団体内統合宛名システム	事前	重要な変更にあたらない

令和4年3月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	記載なし	<p>1 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。</p> <p>2 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。</p> <p>3 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する機能。</p> <p>4 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する機能。</p> <p>5 既存システム利用番号管理機能 既存システムで使用している利用番号を団体内統合宛名番号と紐付けて保存し、管理する機能。</p>	事前	重要な変更にあたらぬ
令和4年3月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	記載なし	<p><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他(中間サーバー)</p>	事前	重要な変更にあたらぬ
令和4年3月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	記載なし	中間サーバー	事前	重要な変更にあたらぬ

令和4年3月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの機能	記載なし	<p>1 付与管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情</p>	事前	重要な変更にあたらぬ
令和4年3月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②他のシステムとの接続	記載なし	<p>[○]情報提供ネットワークシステム [○]宛名システム等</p>	事前	重要な変更にあたらぬ
令和4年3月7日	I 基本情報 5. 情報提供ネット③実施の有無	実施しない	実施する	事前	重要な変更

令和4年3月7日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	—	【情報照会】 番号法 別表第二 項番82	事前	重要な変更
令和4年3月7日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 光田 武道	課長	事前	重要な変更にあたらない (様式改正に伴う変更)
令和4年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施期間内の他部署(記載なし)	[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施期間内の他部署(市民課, 市民税課, 国民健康保険課, 介護保険課, 生活福祉課) [○]その他(内閣総理大臣)	事前	重要な変更
令和4年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	番号法 別表第一項番59の規定により個人番号を用いることとなる、後期高齢者医療に関する以下の事務。 ・被保険者資格の管理(住民情報の広域連合連携) ・保険料の徴収 ・保険料の督促、滞納処分	番号法 別表第一項番59及び別表第二項番82の規定により個人番号を用いることとなる、後期高齢者医療に関する以下の事務。 ・被保険者資格の管理(住民情報の広域連合連携) ・保険料の徴収、還付 ・保険料の督促、滞納処分	事前	重要な変更
令和4年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事前	重要な変更にあたらない
令和4年3月7日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事前	重要な変更

令和4年3月7日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	-	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	事前	重要な変更
令和4年3月7日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	-	十分である	事前	重要な変更
令和4年3月7日	Ⅴ評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年3月23日	令和4年3月7日	事前	重要な変更にあたらぬ (再評価による実施日修正)